

別記様式第2-1号別添（別記1-2別記様式第2-1号関係）

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業
都道府県スマート農業ビジョン

都道府県名 新潟県

策定： 令和 8年 3月 30日

変更： 年 月 日

1 目的

新潟県では、付加価値の高い持続可能な農林水産業の実現に向け、各分野で策定した戦略や方針等に基づいた取組を推進している。担い手不足や高齢化が進む中、戦略等に基づく取組を着実に実践していくためには、スマート農業技術の活用により、生産現場の様々な課題解決を図っていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、担い手対策や競争力の向上につながるロボット技術やICTを活用したスマート農業技術の導入を推進する。

併せて、農業者がスマート農業技術を最大限活用できるよう、スマート農業技術の利用効率を高める栽培体系への転換や簡易な基盤整備を推進する。

2 基本方針

作物名	スマート農業の推進方針
作物共通	本県の農業振興に関する戦略や計画等と整合させるほか、作物別に定める下記の基本方針に基づき、技術課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する取組を行う。
水稲・麦・大豆	自動化農機やドローンを活用した直播栽培による作期の分散や、自動化農機の活用とほ場の大区画化の推進など、スマート農業技術等の効率的な導入・活用による作業の省力化・効率化や生産性の向上を図る。 また、栽培管理システム等から得られるデータを産地内で共有することなどにより、適期作業の実践やデータ蓄積による作付計画への反映など、土地生産性や品質の向上に向け、機械の利用効率を高める栽培体系への転換を図る。
野菜・果樹・花き	労働生産性の向上及び需要に応じた安定的な生産や品質向上のため、自動化農機や高度環境制御装置等の活用及びこれらの利用効率を高める栽培体系への転換を図る。 また、生育予測システムや環境モニタリング装置等から得られるデータを産地内で共有することなどにより、適期作業や適正施肥、灌水の適切な量やタイミングの判断など、生産性や品質の向上に向けた機械の利用効率を高める栽培体系への転換を図る。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 推進・指導方針

本事業の効果的な実施に向け、県（本庁、地域振興局農林水産（農業）振興部）、地域農業再生協議会（以下、地域協議会という）が連携し、取組主体を推進・指導する。

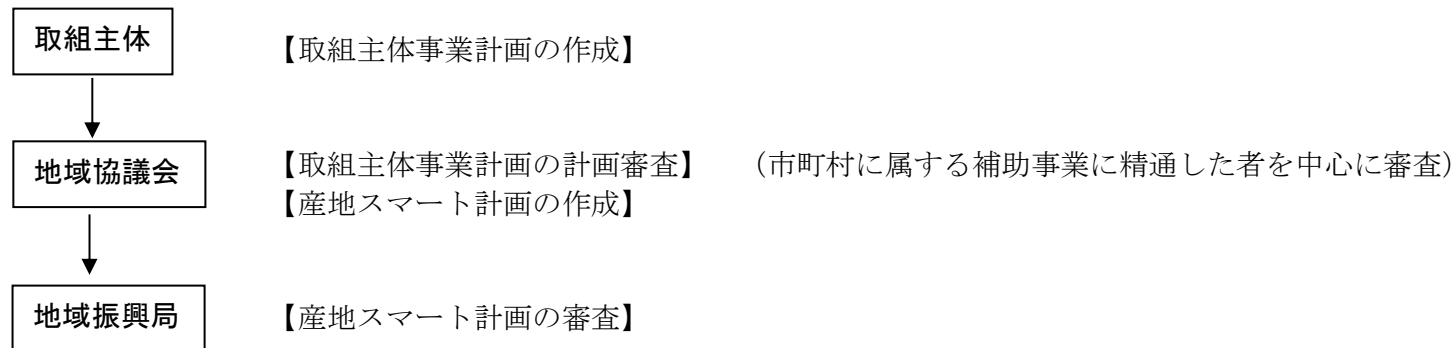
(2) 産地スマート計画・取組主体事業計画の審査方針

取組主体事業計画に係る審査は、地域協議会の構成員である市町村に属する補助事業に精通した者を中心に実施し、「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱交付等要綱」（令和8年1月14日付け7農産第3678号農林水産事務次官依命通知。以下、「国交付等要綱」という。）、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和8年1月14日付け7農産第3856号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）、スマート農業技術活用促進法及び本ビジョンに基づき、本事業の趣旨に即した計画となっているかを審査する。

産地スマート計画（取組主体事業計画を含む）に係る審査は、県が主体となって実施することとし、必要に応じて本庁関係課等と連携することとする。

また、円滑に計画審査が進められるよう、地域協議会の関係者（県、市町村、農業者団体等）で事前審査の体制を構築しておくこと。

【地域段階の審査体制】



4 取組要件

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	1 取組要件 国交付等要綱別表1の要件及び本ビジョンの2の基本方針を満たす取組のほか、以下に定めるものによる。

	<p>(1) 農業機械の導入、リース導入</p> <p>①「農業機械の適正導入に係る指針」等と照らし合せて、能力が過剰でない機械導入であること。</p> <p>②本事業の成果目標の達成に必要不可欠な農業機械であること。</p> <p>(2) 簡易な基盤整備（畔取り、畔の緩傾斜化、改植等）</p> <p>①本事業の成果目標の達成に必要不可欠な取組であること。</p> <p>(3) 機械の効率的な利用に必要な経費（人材育成費、データ利用料、導入機械に係る保険料等）について</p> <p>①本事業の成果目標の達成に必要不可欠な取組であること。</p> <p>2 対象者</p> <p>国交付等要綱別表1の取組主体欄に掲げる者とする。</p>
--	--

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費を確認するため、以下の書類を提出させることとする。

1 計画申請時

(1) ①産地スマート計画、②取組主体計画

(2) 添付書類

- ①環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、②機械導入計画書又は機械リース計画書、
 ③資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）、④取組主体別改植等事業実施計画書（果樹の改植を行う場合）⑤見積書、
 ⑥費用対効果分析、⑦規模決定根拠（利用計画含む）、⑧カタログ（機械の能力がわかるもの）、
 ⑨その他必要性・妥当性を示す上で必要な資料 等

2 実績報告時

(1) 産地スマート計画（実績報告書）、取組主体計画（実績報告書）

(2) 添付書類

- ①環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、②導入機械の写真、③入札又は見積合わせ関係書類の写し、
 ④発注書の写し、⑤納品書の写し、⑥請求書の写し、⑦リース契約書の写し（リースの場合）、⑧財産管理台帳の写し

上記書類については、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管することとする。

6 取組主体への補助金の交付方法

1 産地スマート計画の認定事務の流れ

地域協議会長は、知事が定める期日までに県地域振興局農林水産（農業）振興部を経由して産地スマート計画及びその添付資料を知事へ提出する。

2 補助金交付事務の流れ

新潟県補助金等交付規則及び別に定める「新潟県経営普及費補助金交付要綱」（以下、県交付要綱）に定めるとおり。補助金の交付は地域協議会長を通じて取組主体へ交付するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

地域協議会長は、次の点について留意するとともに事業実施前に取組主体へ周知・指導すること

1 契約に当たっての条件について

農業機械の購入先の選定に当たっては、当該農業機械の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする

その他、契約の適正化（利益排除含む）、談合等不正行為の防止の考え方等については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付金対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、生産局長、畜産局長通知。以下「強い農業づくり交付金事務取扱」という。）に準ずるものとする。

2 補助金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）について

事業要件を満たさないことが判明した場合は、国交付等要綱第29の定めにより補助金返納する。

3 財産管理及び財産処分の制限について

取組主体は、本事業により導入した機械等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に則して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。なお、管理方法や財産処分等は国交付等要綱第24及び第25の定めによる。

4 状況報告及び事業の評価

事業実施状況報告及び事業の評価については、国交付等要綱第30、第31及び国実施要領第16、第17の定めにより報告する。評価の結果、計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合の改善措置については、国実施要領第17の定めによる。

8 その他

高度利用計画取組主体が策定する「スマート技術高度利用計画」については、以下のとおり規定する。

1 審査の方針、体制

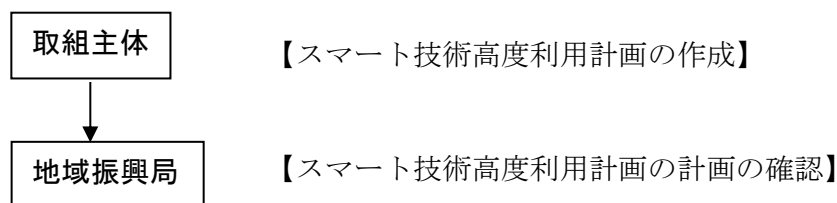
(1) 推進・指導体制

本事業の効果的な実施に向け、県が取組主体を推進・指導する。

(2) スマート技術高度利用計画の審査方針

スマート技術高度利用計画に係る審査は、県が主体となって実施し、国交付等要綱、国実施要領及びスマート農業技術活用促進法に基づき、本事業の趣旨に即した計画となっており、かつ、認定された生産方式革新実施計画と整合性のとれた計画となっているかを審査する。審査においては、必要に応じて本庁関係課等と連携することとする。

【地域段階の審査体制】



2 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 計画申請時

ア ①スマート技術高度利用計画

イ 添付書類

- ①認定された生産方式革新実施計画、②①の認定通知、③環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、
- ④機械導入計画書又は機械リース計画書、⑤資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）、
- ⑥取組主体別改植等事業実施計画書（果樹の改植を行う場合）⑦見積書、⑧費用対効果分析、⑨規模決定根拠（利用計画含む）、
- ⑩カタログ（機械の能力がわかるもの）、⑪その他必要性・妥当性を示す上で必要な資料 等

(2) 実績報告時

ア スマート技術高度利用計画書（実績報告書）

イ 添付書類

- ①環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、②導入機械の写真、③入札又は見積合わせ関係書類の写し、
④発注書の写し、⑤納品書の写し、⑥請求書の写し、⑦リース契約書の写し（リースの場合）、⑧財産管理台帳の写し

上記書類については、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管することとする。

3 補助金の交付方法

新潟県補助金等交付規則及び別に定める県交付要綱に定めるとおり。補助金の交付は県から取組主体に直接交付することとする。